

介護保険指定事業所における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別表に掲げる省令の規定に基づき、本市に所在し、又は本市が保険者となる者が利用する介護保険指定事業所（以下「事業所」という。）の事故発生時等の市長への報告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告の対象範囲)

第2条 事業所は、次に掲げる事故等が発生したときは、速やかに市長に報告するものとする。

- ・ 介護保険適用サービスの提供中に、利用者が死亡に至った事故又は医師（施設の勤務医及び配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故。
- ・ 利用者の処遇に影響を与える可能性がある事業所の職員の法令違反及び不祥事等。
- ・ その他市長が、報告の必要を認める事故等。

2 前項の報告は、事故報告書（別記様式）により行うものとする。

3 事業所は、当該事故等の処理が完了したときは、完了に係る報告書を市長に提出するものとする。ただし、事故報告書に事故等の処理の完了に係る事項を記載したときは、この限りでない。

(報告の対応)

第3条 市長は、事故報告書が提出されたときは、当該事業所に対し、必要に応じて調査、指導等を行うよう努めるものとする。

2 前条第1項第1号の規定による事故のうち利用者が死亡に至った場合において、当該事業所の指定権者が静岡県であるときは、その内容を静岡県に報告するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領（平成13年藤枝市告示第138号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の介護保険指定事業所における事故発生時の報告取扱要領の規定に基づいて作成されている介護事業所事故報告書は、この告示による改正後の介護保険指定事業所における事故発生時の報告取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第1条関係）

名称
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）
指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
藤枝市介護保険法に基づく第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成29年藤枝市規則第4号）
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）